

# 農業参入企業誘致支援業務 仕様書

## 第1章 総則

### 1 業務の名称

農業参入企業誘致支援業務

### 2 業務の背景と目的

本市では、令和6年2月に策定した「第3次 宇都宮市食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業に関連する施策を推進しているところである。

このような中、農業従事者の高齢化と後継者不足は一層深刻化しており、地域農業を将来にわたって発展させながら、維持・継続していくことは、本市農業行政における大きな課題のひとつとなっている。

こうした中において、地域農業の担い手を効果的かつ効率的に確保していくためには、認定農業者や集落営農組織の育成・確保に加え、新たな担い手として期待される農業参入企業を積極的に誘致していくことが必要とされているところである。

本業務は、本市農業を取り巻く環境の変化や現状を踏まえるとともに、農業経営基盤強化促進法に基づき、本市においても策定が進められている「地域計画」とも連携しながら、農業参入企業の誘致を目指すべき「企業誘致対象エリア」を抽出するとともに、誘致の際の企業への提案の基となる「誘致コンセプト」の作成及び実現可能性の高い「誘致対象企業候補者」をリストアップすることにより、農業参入企業の本市への積極的な誘致につなげることを目的とする。

### 3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月28日（金）までとする。

## 第2章 共通仕様

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記していない事項においても、本業務の遂行上必要となる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 2 業務の内容

本業務の内容は、第3章 特記仕様書による。

### 3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり、技術的監理を行うものとし、常に本市との連絡を密にし、十分な協議の下で円滑な業務の遂行を図るものとする。
- (3) 照査技術者は、成果品を監査し、品質の確保に努めるものとする。なお、照査技術者は主任技術者と兼任できないものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、国・県・市等の関連行政計画等との整合・調整に十分留意するものとする。

### 6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理及び情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく成果品（未完成のものを含む）を第三者に閲覧させ、又は複写物の提供及び譲渡を行ってはならない。

## 7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (3) 本市は、受託者に対して、再委託先の名称、所在地、役員等に係る事項の通知を請求することができるものとする。

## 8 地域経済貢献

- (1) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定すること。なお、市内業者に発注を予定するときは、委託する業務の内容、見積金額における市内業者への委託金額の割合を企画提案内容に記載すること。
- (2) 受託者は、本業務において市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金の総額を企画提案内容に記載すること。

## 9 資料の貸与

受託者は本業務の遂行上必要な資料の収集にあたり、本市から貸与を受けた資料について、そのリストを作成するとともに、本市に提出すること。なお、本市から貸与を受けた資料については、本業務完了後速やかに返却すること。また、業務完了前においても返却を求められた場合は速やかに返却すること。

## 10 関係機関との協議

受託者は、本業務の遂行上必要な関係機関との協議及び関係者へのヒアリング等に当たっては、事前に市の承諾を得るとともに、受託者の責任において適正に実施し、その内容について遅滞なく本市に報告するものとする。

## 11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、次の書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

なお、承認された書類の内容を変更する必要がある場合は、改めて本市の承認を得ること。

### (1) 業務着手時

- ア 業務着手届（任意様式）
- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 主任技術者届及び担当業務等経歴一覧
- エ 担当技術者一覧

## (2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品納品書

## (3) その他市が必要と認める書類

### 1.2 打合せ

打合せは業務着手時，中間，業務完了時，及び必要に応じて随時行うものとする。  
また，受託者は，打合せ内容の議事録を作成すること。

### 1.3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は，業務を完了する時は，遅滞なく業務完了届を提出するとともに，成果品及び成果品納品書を提出し，本市の検査を受検するものとする。
- (2) 業務は検査の合格を以って完了とする。

### 1.4 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし，DVD-ROM等に電子データとして格納し，正本・副本各1部ずつを作成し納品するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務報告書（概要版）
- (3) その他本業務遂行にあたって作成した資料，議事録等

### 1.5 その他

- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には，当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。なお，成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず，当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (2) 業務の遂行にあたり使用する関係資料等については，可能な限り最新のものを使用し，その出典，作成年月日，時点等を明記すること。
- (3) 本業務において本市に提出する資料や成果品の作成にあたっては，Microsoft Word2019 及び Excel2019 又はこれらと互換性のあるソフトを使用すること。

### 第3章 特記仕様

本業務の内容は次のとおりとする。

なお、本業務の成果品を基に実施する農業参入企業の誘致にあたり有効に活用できるものとする。

また、以下に示す本業務の内容における本市の要求項目に加え、専門的な知見から積極的に独自の視点を提案し、実施すること。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応すること。

#### 1 企業誘致対象エリアのリストアップ

本市から提供する、以下の資料を参考に、企業誘致の対象となり得る候補地を下記①から③までの観点から抽出し、複数箇所を企業誘致対象エリアとしてリストアップすること。

##### <本市から提供する資料>

- ・ 遊休農地(※1)一覧
- ・ 保全管理地(※2)一覧
- ・ 現況地図及び目標地図(※3)素案

##### <候補地抽出の観点>

- ① 農地の集団性（一団の農地又は効率的な営農が可能な範囲に存在する農地）
- ② 接道・用排水路の整備状況
- ③ 農地の管理状況及び荒廃の程度

※1 遊休農地：農地法第32条第1項各号に該当する農地

※2 保全管理地：現に作付けを行っていないものの、草刈りや害虫駆除等を適切に行い、耕作可能な状態を維持している農地

※3 目標地図：地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）策定の中で作成する、地域の農地における将来の担い手を示した地図

#### 2 誘致コンセプトの作成・提案

##### (1) 誘致コンセプトの作成

関係法令や行政計画、各種統計情報等の本市農業行政における前提条件を踏まえるとともに、今後の予測を含む市場動向や物流・販路の状況、栽培技術の変化、消費者ニーズの変化などから、本市への企業誘致に適した栽培品目や栽培手法、事業面積及び投資回収期間等について提案すること。

また、1でリストアップを行った企業誘致対象エリアのうち、実現可能性の高い複数エリアを選定し、それぞれに適した栽培品目等を示すほか、企業誘致対象エリ

ア周辺における、地域の農業者や近隣の企業等との連携可能性や、本市・地域の課題解決のための事業・手法を例示し、当該地における企業誘致に向けた「誘致コンセプト」として取りまとめる。

なお、誘致コンセプトの作成にあたっては、実際の誘致を見据え、本市や各企業誘致候補エリアの農業における特性や立地条件、販路等における強みなど、本市や各企業誘致候補エリアだからこそ実現性や採算性が高まることが積極的に誘致対象企業にアピールできる内容となるよう留意すること。

## (2) 誘致コンセプトの地域への提案

企業誘致対象エリアを含む地域の農業者等に対し、誘致コンセプトの提案・意見聴取を行う。なお、誘致コンセプトの提案・意見聴取にあたっては、受託者が誘致コンセプトの説明・質疑応答等に対応するものとし、意見聴取の結果は企業誘致候補地・誘致コンセプトに適切に反映させること。

## 3 誘致対象企業候補者のリストアップ

企業誘致対象エリアや誘致コンセプトに基づく企業誘致を見据え、積極的に企業等にヒアリングを行いながら、以下の項目や独自の視点から、優先順位を付けた上で、実現可能性の高い誘致対象企業を複数リストアップする。なお、リストアップ対象企業の所在地の本市内外や、現在農業に参入しているかどうかに関わらず行うものとする。

- (1) 企業の事業拡大・農業参入に係る意欲
- (2) 企業の事業拡大・農業参入ニーズと誘致コンセプトとの関連性
- (3) 対象企業の参入による地域及び地域農業への波及効果
- (4) 対象企業の事業継続可能性

## 4 打合せ・会議出席等

業務の進捗に応じて打合せを行うとともに必要に応じて本市の庁内合意等に係る会議等に参加すること。また、地域計画策定に向けた地域会合など、地域農業者の話し合いの場には積極的に参加し、本業務における意見聴取等を図ること。

なお、地域計画策定に向けた地域会合については、令和6年度中に4回程度の開催を予定しており、JA等の関係機関及び各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員のほか、認定農業者等の地域の中心的な担い手が多く参加して行われることから、地域の意見聴取等を行うにあたり、積極的に活用すること。

## 5 スケジュール（予定）

令和6年	7月中旬	業務委託契約締結
	7月下旬	業務着手

令和7年 3月28日 業務完了, 成果品納品